

令和6年涌谷町議会定例会1月第2回会議（第1日）

令和6年1月25日（木曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 行政報告

1. 議案第1号 涌谷町課設置条例の一部を改正する条例

1. 議案第2号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例

1. 議案第3号 工事請負契約の変更契約の締結について（令和5年度（都市防）泥目木線2号橋橋梁工事）

1. 議案第4号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）

1. 議案第5号 令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）

1. 議案第6号 令和5年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第2号）

1. 議案第7号 令和5年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）

1. 休会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

2番	二上光子君	3番	黒澤朗君
4番	佐々木敏雄君	5番	佐々木みさ子君
6番	稲葉定君	7番	只野順君
8番	後藤洋一君	9番	伊藤雅一君
10番	杉浦謙一君	11番	門田善則君
12番	竹中弘光君	13番	大泉治君

欠席議員（1名）

1番 一條裕太郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤積雄君	副町長	高橋宏明君
総務課長 兼参事	高橋貢君	総務課副参事兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	徳山裕行君
企画財政課長 兼参事	大崎俊一君	まちづくり推進課長	熱海潤君
税務課長 兼参事	紺野哲君	町民生活課長 兼参事	今野優子君
町民医療福祉副センター長 兼国民健康保険病院 総務管理課参事兼課長	木村智香子君	福祉課長	鈴木久美子君
福祉課長 子育て支援室長	佐藤明美君	健康課長	木村治君
農林振興課長	三浦靖幸君	建設課参事兼課長	小野伸二君
上下水道課長	岩渕明君	会計管理者兼会計課長	久道正恵君
農業委員会会長	日野善勝君	農業委員会事務局長	荒木達也君
教育委員会教育長	柴有司君	教育総務課長兼 給食センター所長	内藤亮君
生涯学習課長	阿部雅裕君		

事務局職員出席者

事務局長	渡邊千春	総務班長	金山みどり
------	------	------	-------

(午前10時)

○議長（大泉 治君） 皆さん、おはようございます。

大変雪の中、本当に定例会1月第2回会議に出席、大変ご苦勞さまでございます。本日の定例会の議事運営につきましても、いつもと変わらず格別のご協力を承りますよう、よろしくお願い申し上げたいと思います。

ここで、開会前にお知らせしておきます。1番一條裕太郎君から欠席の届出が出ておりますので、ご報告しておきたいと思います。

----- ◇ -----

◎開会の宣告

○議長（大泉 治君） 本日1月25日は休会の日ですが、議事の都合により令和6年涌谷町議会定例会を再開し、1月第2回会議を開会いたします。

----- ◇ -----

◎開議の宣告

○議長（大泉 治君） 直ちに会議を開きます。

----- ◇ -----

◎議事日程の報告

○議長（大泉 治君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりです。

----- ◇ -----

◎会議録署名議員の指名

○議長（大泉 治君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により議長において、3番黒澤 朗君、4番佐々木敏雄君を指名いたします。

----- ◇ -----

◎会議日程の決定

○議長（大泉 治君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

1月第2回会議の日程につきましては本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、1月第2回会議の日程は本日1日と決しました。



◎行政報告

○議長（大泉 治君） 日程第3、行政報告。

町長の行政報告を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 皆さん、おはようございます。大変な雪の中、ご参集賜りまして誠にありがとうございます。どうぞ、本日もよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、行政報告1件につきまして、ご報告をさせていただきます。

第6次涌谷町行政改革大綱の策定についてでございますが、これまで行政改革は、平成8年度に第1次、平成13年度に第2次、平成17年度に第3次、平成24年度に第4次、平成29年度に第5次大綱を策定し、取り組んでまいりました。

しかし、近年の人口減少や少子高齢化の進行、長引く景気低迷、地方分権のより一層の進展、公共施設の老朽化に伴う修繕、維持管理費用の増大、さらに平成31年度に発出されました財政非常事態宣言に伴う財政再建計画の履行など、涌谷町を取り巻く状況は大きく変化しております。

こうした大きな時代の潮流を受け、当町の担うべき役割と責任は一層増大しており、昨年11月には、財政非常事態宣言の解除を行いました。現状のままでは複雑・高度化する町民ニーズに対応し切れないことが予想されます。

このように、問題が山積する中においても、町民に信頼される行政の基盤を構築するために、職員の資質向上による業務効率化などを目指し、令和8年度までの第6次涌谷町行政改革大綱を策定し、最少の経費で最大の効果を生み出すよう、業務の点検と改革に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま、町長から報告がございました第6次涌谷町行政改革大綱につきまして、補足の説明をさせていただきます。

今回、第6次涌谷町行政改革大綱につきましては、これまで平成8年度第1次、平成13年度第2次と、このような形で引き継ぎまして、今回令和8年度までの計画として、第6次涌谷町行政改革大綱を策定するものでございます。

これまで両常任委員会、あるいは全員協議会で説明をさせていただいておきまして、重複する部分もあるかと思っておりますので、要約をもって説明させていただきたいと思っております。

資料につきましては、お手元にお配りしております資料1から資料3までが報告資料となりますので、こちらをご覧ください。

資料1でございます。

これまで第5次涌谷町行政改革大綱と財政再建計画を引き継ぐものとして、今回第6次涌谷町行政改革大綱を策定し、これまで班長相当職から成ります部会、課長職から成ります本部会を設置し、昨年から検討してまいったところでございます。

これまでの行政課題の洗い出しや今後の取組について検討し、第6次涌谷町行政改革大綱を策定し、組織の見直しとして、これまでの2事務局、13課、2室、25班を、2事務局、13課、1室、24班ということで、機構改革をまとめたものでございます。

1ページ目、はじめにというところをご覧くださいと思います。

今回策定の大綱の背景でございます。これまで人口減少や少子化、高齢化が進むことを背景とし、国が行政改革を推進する中で、涌谷町においても組織機構の見直しや職員定数の適正化、効率的な行政運営など、社会情勢や住民ニーズの変化に対応しながら行政改革を進めてまいりました。

しかしながら、少子高齢化等に伴う社会保障関係経費の増加、人口減少による税収減、公共施設等の老朽化による維持管理経費の増加などの要因により、財政状況は今後ますます厳しくなるものと予測されます。

さらに、地方分権が浸透し、各自治体が主体的に各種施策を実施する時代となってきたことに加え、近年の気候変動による大規模な自然災害や、新型コロナウイルスの感染拡大などにより、業務の内容は多様化かつ複雑化し、業務量は増加の一途をたどっています。一方で、人口減少は避けられず、それが歳入や職員数に影響することは確定的です。

今後は、町政運営の最上位計画として策定された第5次涌谷町総合計画後期基本計画を推進しながら、人口と職員の減少に適切に対応していくために、事務事業の抜本的な見直しや事業の重点化による選択と集中を図るとともに、業務の効率化や、職員の資質と能力の向上に努めるものとして、本大綱を策定するものでございます。

2番として、現状と課題といたしまして、人口の推移・推計を上げております。令和27年におきましては、人口が1万人を切ると、9,865ということで試算の推計数字が出るものでございます。このように少子高齢化、人口減少を踏まえまして、社会保障費の割合の増加、あるいは財政状況の厳しさが増していくことが予想されるものでございます。

(2)として、財政状況を掲載しております。令和4年度までの各歳入の状況と、中段におきましては、これまでの財政指標について上げさせていただいているところでございます。こちらにつきましても、今後人口減少による税収の減、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や、企業会計の厳しい経営環境を考慮すると、今後は懸念されるものでございます。

(3)といたしましては、職員数を上げております。大崎管内の職員数との比較、また平成29年から令和4年度までの涌谷町の職員の推移を上げさせていただいております。涌谷町の職員に関しましては、平成29年の一般行政職118人から、令和4年におきましては、現在一般行政職については116名となっているところでございます。

また、大崎管内の職員数との比較の中で、人口1,000人当たりの職員数を比較してみたところ、職員数につきましては中位になるところでございます。

今後につきましては、財政状況や組織構造、産業構造などが異なるので、単純な比較はできませんが、将来的には職員数を減らしていくことを念頭に置く必要があるかと思えます。

右のページ、4ページ目でございます。

こちらにつきましては、総務省の自治体戦略2040構想研究会が、粗い試算において職員数を試算したものでございますが、今後につきましても、職員数については減るという見込みを立てられているものでございます。

(4)でございます。デジタル化の進捗といたしまして、国が策定いたしました自治体DX推進計画で、デジタル化の遅れによる市民サービスの低下を継続しないことを前提として、業務プロセスを改善することで、職員がより価値のある業務に注力していくこと、客観的なデータに基づく政策形成や多様な主体との連携を図ることが必要とうたわれております。

涌谷町におきましては、電子決裁や文書管理など、まだシステム化が遅れているところがございます。また、行政系ネットワークでありますLGWANへの接続・活用が限定的であるなど、今後、町民の利便性向上に資するためのオンライン化が課題となっているところがございます。

5ページ目でございます。

職員の働き方と組織の在り方でございます。現在、職員の心身不調者が後を絶たない状況にあり、地方分権の進展やコロナ禍で業務量が増えている一方、職員も減少しており、職員への負担が増えていることが要因と考えられます。さらに、今後少子高齢化が進む中、育児や介護などの家庭の事情を抱える職員が増えていくことも予想されております。

国におきましては、男性の育児休暇の取得等、各種休暇の取得推進を掲げていることから、町としてもこれを推進する必要があり、職員が職務に精励できるように、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスを考慮した一層の健康管理が求められております。コミュニケーション能力の向上を図りまして、人を育てる環境づくりに力を入れることで、職員一人一人を守り、職種の生産性を高める必要があります。

(6)として、第5次行政改革推進計画の進捗といたしまして、第5次行政改革推進の計画といたしまして、それぞれの目標項目を上げておりました。こちらについては、63項目中、31項目を実施しまして、継続実施中のもの21として、進捗状況については82.5%となっております。今回、第6次計画につきましては、これらの課題の中、今後取り組むものについては、引き続き取り組んでいるところがございます。

3、基本計画でございます。これまで上げた諸課題に対応するため、業務の在り方・進め方を再構築するDXを進めるとともに、定員の適正管理や業務の大幅な見直し（スクラップ）、業務委託や指定管理制度の推進など、民間活力の活用に取り組む必要があります。

この取組により、休暇の取得しやすさなど、職員の働き方改善につなげ、併せて、時間外勤務や休祝日勤務の正確な把握などに努め、各種研修を開催し、スキルとコミュニケーション能力の向上を図ることで、職員の負担を和らげて心身の不調から守るとともに、一人一人の力を生み出し、組織全体のパフォーマンスを上げていく必要があります。

これらに加えて、財政運営の安定化にも取り組み、諸課題に対応していく組織の見直しを随時行うことで、各

事業の住民サービス向上につなげていく必要があります。

これらのことから、次の四つを基本方針とし、各方針に推進計画を設定し、行政改革推進へ総合計画の実現や住民サービス向上を図るものがございます。①住民サービスの向上、②行政運営の効率化、③民間との協働や連携の推進、④財政運営の安定化を図るものがございます。

4、計画期間でございます。この大綱に定める事項については、令和5年から令和8年までの4年間について実施することと予定しています。

5番、推進体制でございます。今後、推進計画を明確に定めまして、成果を確実に出せるよう推進経過の項目ごとに年次計画を立て、取組年度、取組の成果を検証し、必要に応じて推進計画の見直しを図るものがございます。

次の資料でございます。資料2、第6次行政改革推進計画でございます。

先ほど上げました四つの基本項目を達成するため、推進計画を作成し、取り組んでまいりるものがございます。

1ページ目、住民サービスの向上といたしまして、1、ICTの活用とサービス向上といたしまして、これら3項目を上げているところでございます。今後については、特にマイナンバーカードの利用拡大などが予想され、こちらのほうに取り組んでまいりるところでございます。

2、声が届く組織づくりといたしまして、行政組織機構の改革を上げております。今回におきましては、新型コロナウイルス感染症対策室の廃止を行うとともに、デジタル行政推進室の新設、まちづくり推進課の業務を移管し、課を廃止し、企画財政課、農林振興課と調整をするものがございます。子育て支援室を子育て支援課に改編するものがございます。農林振興課につきましては、産業振興課に改編するものがございます。

続いて、次のページでございます。

2、行政運営の効率化でございます。働き方の改革といたしましては、職員の能力向上といたしまして、こちらの項目を上げているところでございます。また、働きやすい環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの向上といたしまして、それぞれ目標数値を設定し、取り組むものがございます。

行政の情報化といたしまして、DXを含め推進することとして、同じように項目を上げ、取り組むものがございます。

4番目といたしまして、新しい働き方の改革といたしまして、テレワークの検討や定型業務マニュアルの推進などに取り組むところです。特に5番目に、プロジェクトチーム立ち上げに、行政課題解決促進といたしまして、今回の組織再編を含めながら、こちらの課題について取り組んでいくところでございます。

3番目として、民間との協働や連携の推進でございます。こちらについては、ともに支え合う町づくりといたしまして、民間活力などの項目を上げさせていただいているところでございます。

4番目として、財政運営の安定化といたしまして、1、健全な財政運営を目指して、あるいは事務経費削減とリサイクルを、3番目、公共施設のコスト削減、4、公営企業の健全化などの項目を上げさせていただいたところでございます。

資料3といたしまして、先ほど申し上げました機構改革を検討しているところでございます。課におきましては、後ほど上程させていただいております課設置条例の中で説明させていただきますが、今回、室につきましては、新型コロナウイルス対策室を廃止いたしまして、デジタル行政推進室を設置するものがございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時19分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第4、議案第1号 涌谷町課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） それでは、議案第1号の提案の理由を申し上げます。

本案は、先ほど行政報告いたしました第6次涌谷町行政改革大綱の策定に伴い、涌谷町課設置条例等の一部を改正し、現行の組織体制を改編いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） では、涌谷町課設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書につきましては1ページ、新旧対照表につきましても1ページをご覧ください。

説明におきましては、新旧対照表をもって説明させていただきますので、こちらの新旧対照表のほうをご覧くださいと思います。

ただいま町長の提案理由にもございましたように、第6次涌谷町行政改革大綱を踏まえまして組織の改編を行うこととし、今回提案させていただくものでございます。

まず、課の設置といたしまして、まちづくり推進課につきましては、今回廃止することから削り、新たに福祉課と農林振興課の間に子育て支援課を設置するとともに、農林振興課におきましては、まちづくり推進課から業務を移管することも含めて、産業振興課と名称を変えるものでございます。

第3条の事務分掌でございますが、総務課におきましては、今回、デジタル推進室を加えることから、第4号を5号にいたし、第4号として、情報化の推進に関するものを加えているところでございます。

次のページをご覧ください。

企画財政課でございますが、今回、まちづくり推進課の業務を一部移管することに伴いまして、5号、6号、7号といたしまして、住民の参画及び協働に関すること、移住及び定住の促進に関すること、企業誘致に関するものを加えているところでございます。

まちづくり推進課につきましては、今回、課の廃止を伴いまして、それぞれの業務につきまして、企画財政課、産業振興課に業務を振り分けるものでございます。

福祉課の後に子育て支援課を設置いたしまして、事務分掌といたしまして、1号として、児童福祉に関すること、2号といたしまして、子育て支援に関することを上げさせていただいております。

農林振興課につきましては、産業振興課と名称を新たにし、これまで行っておりました、1号、農業に関すること、2号、林業に関することに加え、3号といたしまして、商業及び工業に関すること、4号、観光及び物産に関することを加えるものでございます。

議案書1ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 先ほど行政報告でお聴きしましたけれども、このまちづくり推進課を削るということでしたけれども、長年、まちづくりの推進を行って、どういう点が駄目で削ることにしたのか、その辺を少し具体的に説明していただきたいと思います。

それから、それに関連してですけれども、まちづくり推進課で行ってきた事業そのものを、今度は産業振興課に、商業、工業に該当するのか、観光、物産に該当するのか分かりませんが、そのまちづくり推進の事業そのものはどこが今度受け継ぐというか、引き継ぎされるものなのか。一応、企画のほうには企業誘致はありますが、それ以外のまちづくりの推進として行ってきた事業はどこの課が執り行うのか、その辺をお聴きします。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 現在、まちづくり推進課におきましては、これまで移住定住、企業誘致など、業務を行ってきておりましたが、やはり事業実施に当たりまして、他のイベント、あるいはそういった商工業の推進事業がどうしても中心になっていて、移住定住や企業誘致などの業務になかなか関わることが難しかった。人手も非常に足りないという中で課題とされておりました。

今回、また移住定住のように課の横断的に取り組むべきことが多くございます。例えば、空き家対策など、空き家を活用した利用などが上げられておりますが、現在、空き家対策としては、町民生活課が担当はさせていただいておりますが、移住定住と直接結びつく形ではなく、それぞれが行っているところでございます。それらのそれぞれの部署を横断的につないで移住定住につなげる、例えばそういったことが課題となっておりますので、今回再編をしながら取り組むものでございます。

また、今回、まちづくり推進課の業務におきましては、現在、まちづくり推進班と商工観光班という形の業務がございます。商工観光班については、そのまま産業振興課のほうに業務が移管されるという形になります。まちづくり推進班が行っていた業務については、主に企画財政課と連携を図り、業務を推進するものでございます。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 移住定住、空き家対策等がなかなか進まなかったからなくしたというような捉え方なのだろうと思うんですけども、そういうことを今まで進めてきているわけですから、それに今度どうしたらいいかということがなくて、ただ元に戻したとしか取られようがない。

前は、確かに産業振興課のほうにも商業、工業、観光、物産があって、そういう事業も移住定住も、まちづくり課が入ってやってきた経緯があるんですけども、そちらで駄目で企画に行っても駄目だった。だからまた戻したという、何かそういう捉え方しかできないんですけども、今までやってきてみて、それがどうだったかという反省というか、そういう総括みたいなのがないので、ただ元に戻して、まちづくりの推進が今後できるのか、移住定住、あるいはそういう推進ができるのかというのは、ちょっと疑問に思うんですけども、その辺の話合いなり、その総括というか反省点、移住定住、空き家対策が全然できなかった反省点、ただ人が足りなければ人を増やせばいいだけのことであって、だからその辺、具体的なものがないような気がするんですけども、その辺はもう少しその経緯というか、お話ししたいと思っています。

まちづくりをもう少し推進してほしいという気持ちがあるわけで質問しているわけなので、その辺も踏まえてお願いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） まず、まちづくり推進課の業務においては、当然それぞれ取り組んできているところでございます。先ほどありました、どうしても人が確保しづらいというところ、先ほど人を増やせばというところもありましたけれども、なかなかそれが難しいというところで、人の異動が非常に大変であったというところが、確保が難しかったというところがございます。

今回、ある程度のスタッフを集めることも必要かというところで再編をさせていただきました。ただ、農林振興課の場合については、商工等に移るわけですが、そちらについては、農林、商工との連携という側面もございまして、特に、農商工連携、それぞれ町長の公約にもございましたので、そういう形で今後集約を行いながら、商品開発、物販などにつなげていくという形を、より一層進めていきたいと思っております。

また、まちづくり推進班の業務においては、やはり現場でどうしても目先の業務のほうに人が取られるという形になりましたので、総合的に調整ができるようにということで、企画財政課の中に入れながら、総合的に、横断的に調整を図り、推進できるように、その担当課だけが全部やってしまうということになると、やはり人やお金などを含めて、なかなか大変であるというところがありましたので、今後、各課横断的に取り組みながら協議をし、進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） いろいろ説明がありますけれども、企画にあってまちづくり推進課を進めてきて、なかなか各課の調整が図れなかったという説明ですけれども、逆に今度またまちづくりの推進という名称もなくなれば、本当にどこがそういうまちづくりの窓口になるのか、分からない状態になってしまうのかなと思いますけれども、そういう心配が一つあります。

それから、今回の条例改正の中では、目新しいものというのは、子育ての支援課は確かに、今、少子化等の関係で、これは必要なものということは重々分かりますけれども、それ以外のものは全然特色というか、遠藤町政2期目へ入っての意気込みというか、こういうことを重点的にやっていこうというようなものが見えないん

ですけれども、その辺、町長は今回のこの課設置条例を制定する予定にしているわけですが、どういう意気込みがあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 質問者はどのようなイメージを求めているかわかりませんが、私は、この課設置条例を見ていただければ、一目瞭然、簡単なのではないのかなと思っております。

まずは、少子化に向かってどのように子供を増やすか、そういったようなのがテーマでございます。もう一つは、企業立地等々、様々な産業振興等々に関わることに基づきまして、やはり人を多くしたい、それに基づきまして定住移住を図りたいと、そういったようなときに、今までまちづくり推進課がなければ、まちづくりはどうかと言いますが、これまでまちづくり推進課がなかったときに、まちづくりがされてこなかったかということを考えていただきたいと思っております。決してそのようなことはございませんでした。そのとき、折々の為政者、あるいは職員の皆さんが一丸となって、このように涌谷町を築いてきたはずでございます。

今回は、こういった中で、まちづくり推進と申しますと、町民の方にもご指摘いただきましたけれども、非常に広範に及んでおります。生涯学習から、それから農林課に関わること、企画財政に関わること、そして福祉にも関わる、いわゆる町全体の各事業に及ぶ広範な状況でございます。そういった中であって、やはりまずは日常的な年間の町の事業というものを、イベントというものもしっかりとこなさなければならない事実もございました。

そういった中で、企業誘致にしましても、なかなか力が入らない。そういった中で、各課の例えば日本遺産をどのように振興していくかということにおきましても、各課との調整の中で、例えば佐々木邸の今、役割分担しながら多くの皆様に来ていただくような施設として育てたいなという形でやっておりますけれども、そういった中におきましても、やはりどうしても課横断的なことに頼らざるを得ない。そういった中で、労力的には、このまちづくり推進課は、そういったような広範に及ぶのであれば、本当にもっともっと3倍も4倍も必要な課でございましたけれども、そういったような手配というのはできませんでした。

ですから、これを地味とおっしゃいますけれども、私はシンプルに出したらば、企画財政がやってきたことは、ダブることは企画財政に任せて、産業振興に係ることは産業振興課として、農林課と一つになって、そしてそれぞれのノウハウを、あるいは生涯学習にも及びますけれども、そういったようなことはしっかりと見ながら、結局は、人口対策をどのようにしていくか、町の活性化をどうしていくか、そういったようなものをしっかりと守っていき、なおかつそれを拡大していきたいなど、そのような思いがございます。

本来であれば、全部に手を付ければ、なおさらいいんでありましょうけれども、なかなかそういったようなことは、私は、私の能力ではできませんので、やれるところからまずやってみたくて、このような形でございますので、しっかりとその辺りを見守りいただきまして、なおかつ途中でご助言をいただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） ほかに。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） おはようございます。課の設置条例、変えるということですが、要は、まちづくり推進課という課をつくったときの思いですね。たしか我々は説明も受けたわけですが、そのときは、やっぱりこの重点施策の中で、1から4に対して力を入れて、この町を盛り上げていきたいと。そのためにこのまちづく

りという言葉を入れた課をつくって、この町の人口が減っている、また、商工業の伸びの悪さ、シャッター通りが多いというふうな部分の中でも、そのまちづくり推進課という名称に変えて、力を入れていくんだというふうなことで、我々議会として説明を受けたような記憶があるんです。

私からすると、町長の思いなのか、職員の思いなのか、私は分かりませんが、逆に振り分けることによって、衰退といいますか、後退してしまうんじゃないかという懸念があります。

前の議会の資料を、自分のメモしているやつをちょっとひもといてみたんですけども、やっぱりそのときはすごい立派な思いを町長も述べていたような気がします。そのように私のノートには書いてありました。今回、攻めの姿勢が見られないというか、残念だなという。逆に、歳入を多く増やすんだということで、極端に言ったら、ふるさと納税課とか、そういうふうな部分の期待も私の中にはあったわけですけども、それが逆に各課に振り分けて課を一つ減らすというふうな形にしか見えないような気がします。

ただ、今、町長の説明を聞いていると、いや、ほかに振っても、この事業については継続的に頑張っていくんだと。昔、今の企画財政課長が企業誘致推進室だったかなと思うんですが、あったように思います。そのときに、じゃ企業誘致がどのぐらい進んだのかというと、なかなか結果は出せなかったんですね。結果的に、その推進室はなくなって、企画のほうに行ったような記憶がありますが、でも、そのときは攻めの姿勢で、その推進室をつくって、涌谷町はこれから企業誘致をどんどんやっていくんだと、そういう思いが伝わってきたわけです、我々の中に。

だから、今回のことを見ると、本当に町長、ちょっと残念だったのは、その振り分けるのはいいんです。その課に戻してやる、それもいいんですけども、逆に攻めの中の課が欲しかったなというふうに考えて、昨日も私のノートをひもといて見ていたんですが、その辺については考えなかったのかどうか、お聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 私も、まちづくり推進課ができたときには、これをもってまちづくりが進むのかなと、そのように思いました。ですが、先ほど申し上げました。かなり広範に及んでおります。要するに、まちづくり推進課一つをもって、涌谷町の行政を全部担当していると言っても過言ではないと、そのような受け取り方も当時されました。

ところが、そういった中で、なかなか集中、その割には労力、職員配置というのは、別にありきたりの職員配置でありましたし、少なくなっても増えないと。そういった中で、職員はどんなに有能であっても、それは当然、結果を出すというのは無理だろうと、そのように私は考えました。

ですから、もともと企画財政で持っていたもの、それから産業振興課としての在り方として持っている能力、あるいは生涯学習とか、福祉とか、それはそれぞれの場所でやっぱりしっかりと発揮されて、それをどう連携するかというのが一番大事なのかなと思っております。

その大事な、それをどうするかというのが、機構図にありますけれども、やはり一応企画財政に籍を置きますけれども、その折々においてどのように、今出てきている事象を、それを効率的な町の発展、あるいは住民サービスにつなげるかということ、やはり課横断的に検討し合って、そこからさらにすばらしい方向が見つかったならば、それであればもしかしたら各担当課を設けて、そこにやってもらおうとか、そういったようなこと

をしていくほうが、かえっていいのかなと。

私は分散ではなくて、逆に、今まで分散した形の行政として、担当職員は本当に企業誘致から何から、その意味を分かって、あっちもこっちもみんなしなければならない中で、どうしても日常的なお祭りとか、そういったようなものに労力が割かれてしまうと。そして人はいない。それを今度は逆にシンプルにするというのはそういう意味ですけれども、集中的に、何か結果を出すために頑張ろうという、そういう形の中でさせていただきたいなと、そのように思っていますので、私としては逆に攻めているつもりでございますので、どうかその辺りを今後の成り行きを見ながら、ご指導いただきたいなと思っております。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 課が戻っても、その事業に対しては衰退することなく、後退することなくやっていくんだという町長の思いをお聴きしたわけでございますけれども、何というか、このまちづくりというの、本当に町長が言うように、すごく大きな命題なんですよ。ですから、どこを捉えてまちづくりというのか、たった一つだけ取り上げてまちづくりとは言わないと思うんですけれども、そういった意味では、連携の取れる課に戻すことも、それは一つの手法かというふうには思いますけれども、ただ、私としては、そのまちづくり推進課が一つなくなることによって、新たに、私が町長になったんで、この事業をどうしても進めていきたいと。だから、こういう新しい課を、それはちょっと子育て支援のほうでありますけれども、そうじゃなくてこちら側の課のほうで、その辺の考え方、町長の、この涌谷町の人口減少に歯止めをかける中での新たな事業展開ということも、今回の部分の中では考えなかったのか、お聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） これ以上、課を増やすというのは能力的に無理ですし、本当はもっとシンプルにしなければならないという感じを持っております。ですが、例えば質問者は、ふるさと納税という話もあります。今回は500万という、少しでありますけれども、増額というようなことをお願いさせていただきますけれども、兼務、兼務で、これではなかなか集中できないだろうと思っております。

ですから、やはりこの返礼品にしても、様々な情報を仕入れての企業版のふるさと納税も含めまして、何が町にとってヒットするか、そして涌谷町を分かっていたかどうかということは、常にそういったようなことをしているのが企画班でございます。

そういった中で、改めて、今度はさらにふるさと納税で、やはり収入を増やしていこうという形の中でも、そういったような意義もございまして。ですから、そういったような象徴的なのが、私はまちづくり推進課ではなかったのかなと、そのように思っております。やることが、考えますと全般にわたってやらなければならない。そういった中で、やれる能力というのは限定されている。そういったようなジレンマを感じているのが、今担当している職員ではないのかなと、そのように思っております。

ですから、私のお願いというのは、質問者が心配しております人口減少にどう歯止めをかけるか、どう町の活性化を図るか、そしてどうしたらその上に立っての少子化に対して対応できるか、シンプルにこの今申し上げたことだけでございます。

ですから、そのためには、例えば何もしてこなかったんじゃなくて、ウェルファムフーズさんもまちづくり推進課がベースとなって、そしてやり遂げました。そういう調整型の企業ということもありますので、直ちにそ

ういったような形の中で、例えば保育の問題が出てくるだろう。当時は企業内保育も考えていたようでありますので、そういったような情報を入れながら、そして、少しずつ町の活性化に関わる間口を広げていこうと、これまでもしてきましたけれども、さらにそれを進めたいなという気持ちがございますので、形の捉え方はいろいろあるとは思いますが、こういった形の中でさせていただきたいと思っております。

ただ、あっちもこっちもといっても、私の性格もありますし、能力もありますから、あっちもこっちもできません。私はやれるところをしっかりとやると、それだけのことでございますので、そういったような形の中でできるならば、歩調を合わせていただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） ほかに、9番伊藤雅一君。

○9番（伊藤雅一君） 質問させていただきます。

涌谷町の町民の皆様の年間の収入割合、これは農業収入が、町民の皆様の収入の割合としては一番高いんでないかなというふうに私は考えるんですが、農業収入の割合は、涌谷町としてはどういった見方をされているわけか、お聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 9番伊藤議員さん、ただいま議題になっておりますのは、課の設置条例でございますので、ただいまの質問は議題外とさせていただきたいと思っております。

○9番（伊藤雅一君） 今、門田さんのお話でありましたが、私もやっぱり同じ見方なんです。やっぱり収入高が今までも高かったから、農業というふうなもののランクづけも、やっぱりそれに従って行われてきておったというふうに私は理解するんですが、そういったことで、農業の町民の皆様の年間の収入の中に占める農業収入の割合というのは、どういう位置にあるのか、お聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 先ほども申し上げましたけれども、それが課の設置条例にどう結びつけるのかという疑問をしていただければよろしいんですけれども、ただいまの質問だけでは議題外となります。

○9番（伊藤雅一君） 分かりました。やっぱりそういうふうな地域の割合に基づいて考えるべきだと思うんですが、この問題は、やっぱり農業収入が私は涌谷町としては最も高い割合を占めているんじゃないかというふうに私は理解しているんですが、そういった意味で、農業というふうなものを取ってしまうというのは、ちょっと理解できないんですが、お聴きします。

○議長（大泉 治君） 休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時51分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号 涌谷町課設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第1号 涌谷町課設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

◇

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第5、議案第2号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第2号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を踏まえ、戸籍法の一部改正により創設されました戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等について、その発行等に係る手数料の額を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課参事兼課長（今野 優子君） 議案第2号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

議案書は2ページ、新旧対照表は3ページをお開きください。

本案は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、手数料を徴収する事務が追加されることとなりますことから、改正を行うものです。

戸籍法の一部改正により、手数料を徴収する事務として、新たに戸籍謄本の広域交付、戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の発行、届書等情報内容の交付等が追加され、令和6年3月1日から施行されることとなるため、根拠規定の追加や新規事務の追加を行うものです。

戸籍謄本の広域交付とは、ご自身や直系の親族の戸籍について、本籍地以外の市区町村で交付請求が可能とな

るものです。戸籍電子証明書提供用識別符号とは、行政機関に提出することで、戸籍や除籍の電子証明書を提供することが可能となるものです。届書等情報内容証明書の交付等とは、届書等の書類を画像情報として作成したものの内容に係る証明や閲覧が可能になるものです。

新旧対照表をご覧ください。

第2条第1号と第2号に、戸籍と除籍の広域交付の根拠となる条文等を追加し、第5号と次のページになります第6号には、届書等情報内容証明書の交付及び閲覧の根拠となる条文を追加し、その他の文言の整理を行うものです。第7号と第8号には、新しい事務として行う戸籍と除籍の電子証明書提供用識別符号の発行に関する条文を追加します。そのため第7号から第26号までは2号ずつ繰り下げることとなります。

手数料の金額としましては、新規事務の第7号について400円、第8号については700円となります。その他につきましての改定はございません。

戸籍法に関する事務の手数料は、全自治体同額となっております。また、今回の改正に併せて、第2号中の法律の名称を、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改め第14号とします。

6ページをご覧ください。

第5条中、第2項の法律の名称を、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に改めるものです。

議案書3ページにお戻り願います。

附則でございますが、この条例は、令和6年3月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第6、議案第3号 工事請負契約の変更契約の締結について（令和5年度（都市防）

泥目木線2号橋橋梁工事)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(遠藤 稔君) 議案第3号の提案の理由を申し上げます。

本案は、大木建設株式会社東北支店と契約額5,478万円で契約を締結していたところでございますが、令和6年1月15日に653万4,000円増の6,131万4,000円で仮契約を締結いたしましたので、その工事請負変更契約について議決を受けようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(大泉 治君) 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長(大崎 俊一君) おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書4ページをお開きください。

議案第3号 工事請負契約の変更契約の締結についてとなります。

令和5年度(都市防)泥目木線2号橋橋梁工事について、下記のとおり請負契約の変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和5年度(都市防)泥目木線2号橋橋梁工事 |
| 2 契約金額 | 変更前 5,478万円
変更後 6,131万4,000円 |
| 3 契約の相手方 | 宮城県仙台市青葉区五橋一丁目4番35
大木建設株式会社東北支店
執行役員支店長 情野 広行 |

令和6年1月25日提出

涌谷町長

経過についてご説明申し上げます。

本件につきましては、令和5年8月30日に仮契約を結び、同年9月7日に議会でお認めいただいております。議会議決後本契約となり工事を行っておりましたが、仮設工で変更が生じたことから、本年1月15日に変更契約の仮契約を締結し、議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、工事の詳細につきましては、建設課長より説明いたします。

終わります。

○議長(大泉 治君) 建設課長。

○建設課参事兼課長(小野 伸二君) 私からは、変更工事概要について、会議資料4、1ページ目をご覧くださいと思います。そちらで説明をさせていただきます。

議案第3号関係、泥目木線2号橋橋梁一般図になります。

施工箇所につきましては、涌谷町小里字新大橋地内でございます。図面の右下にございます位置図に施工場所を記載してございます。国道346号と県道河南築館線の交差点から北側に行く道路、旧迫川右岸事務所から400

メートル先にあります通称小里小水路にかかる橋の拡幅工事になります。

本地区内では、県営岸ヶ森地区圃場整備事業が実施されておりまして、その事業に併せまして道路の拡幅工事を予定しております。その予定している工事の一つとして、泥目木線2号橋の拡幅工事を行っているものでございます。橋長につきましては8.5メートル、拡幅は1メートル、各部につきましては、門型カルバートの施工でございます。

なお、基礎につきましては、鋼管杭を施工するという工事概要になっております。

今回の変更の主なものにつきましては、先ほど企画財政課長が申し上げましたとおり、仮設工に係る部分となります。右上、仮設平面図でございますが、こちら位置関係では左側が旧迫川土地改良区さん側、右側が小里長根川ということでございます。ちょうど真ん中に小水路がございまして、こちらの橋の拡幅ということでございます。

当初は、基礎仮設に係る部分ということで基礎工といたしまして鋼管杭、左側に図面がございまして、直径50センチの鋼管杭、長さが12メートルですかね、右岸、左岸それぞれ4本ずつを打設するものでございます。打設に当たりましては、ラフタークレーンを使用して、その先端部に杭打ち機械の部材を組み立てて行く予定としておりましたが、図面の左側になりますが、こちらの部分につきまして、組立ての作業をする作業ヤードが十分に取れないということで、施工業者から協議がございました。

いろいろ内部で検討した結果、右側のほうでは十分作業ヤードが取れて組立ても可能だということで、そういった作業の安全性を考慮しまして、図面のとおりに現場に仮設道路を付けまして、右側から左側にそのラフタークレーンという機械ですけれども、そちらを移動して杭打ち作業をするというところで、今回、仮設道路の設置に係る部分につきまして、必要な資機材等の所要額が増額となったものでございます。

また、ちょっと図面にはございませんが、門型クレーン及び杭の上に基礎コンクリートを打設することになりますが、こちらをする際、土留め工を行います。その土留め工ではシートパイルといいまして、鋼矢板を打ち込みます。その鋼矢板を打ち込む際、先ほどの協議している中で、施工業者のほうからも提案がございまして、当初、私のほうで設計した枚数よりも減らして、当初は支保工というタイプ、サポートする中に突っかけ棒みたいな形でやるようなタイプで、矢板を押さえるタイプで設計を見込んでございましたが、自立式を使うことによって減額になるということで進めてはきました。

しかしながら、既存の橋の部分に係る部分がどうしても矢板を打ち込みますと影響があるということで、こちらを横矢板での土留め工に変更をしております。またシートパイル、鋼矢板を打ち込みますと、終われば引き抜くということになりますが、その橋台にどうしても抜いた際に影響が出る可能性があるということで、右左側なんですけれども、それぞれ3枚ずつ鋼矢板を残置処分ということで、そのまま埋めておく、埋め殺しですよ、そういう形で対応いたしました。そのためどうしても増額と最終的にはなってしまったというところでございます。

今回は、仮設工に係る部分で当初設計から変更となり増額となってしまったものでございます。このため既存の橋と接合部分の当初予定していました伸縮装置工や防護柵工、護岸工につきましては、次年度以降の施工となってしまいました。

変更に際しましては、施工業者と十分協議を進めてまいりました。増額分につきましては補助金額に係る事業

費を上限に、入札差金を考慮しながら施工管理を行ってきたところでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号 工事請負契約の変更契約の締結について（令和5年度（都市防）泥目木線2号橋橋梁工事）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 工事請負契約の変更契約の締結について（令和5年度（都市防）泥目木線2号橋橋梁工事は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第7、議案第4号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第4号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億8,413万7,000円を増額し、総額を84億2,813万7,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をはじめとする国庫支出金を事業見込みにより計上いたし、寄附金におきましては、ふるさと納税額を増額いたし、繰入金におきましては、不足する財源を財政調整基金から繰入れするものでございます。

地方債におきましては、国庫補助を活用した事業の財源といたしまして、各地方債を増額いたすものでございます。歳出では、総務費におきまして、ふるさと納税の増額を見込むことから委託料を増額するほか、健康文化複合温泉施設の給水管破損による臨時休業に伴う減収分として負担金を計上いたすほか、翌年度以降の財源といたしまして、ふるさと涌谷創生基金積立金を増額いたすものでございます。

また、燃料価格や物価高騰の影響を受けている町民の家計負担の軽減と、地域内における経済の循環を実現するため、物価高騰対策商品券事業費を計上いたすものでございます。

民生費におきましては、物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得者世帯を支援するため、給付金を支給す

るものでございます。

土木費、教育費は、いずれも国の補正予算を活用するもので、土木費におきましては、通学路の交通安全対策として、中道1号線の測量設計費を計上し、計画的な道路整備を進めものでございます。

教育費におきましては、涌谷第一小学校のトイレの改修を進め、教育環境の整備に努めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 説明については、簡略かつ要点説明でお願いいたしたいと思っております。

それでは、総務課長から順次説明をお願い申し上げます。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） それでは、議案第4号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）でございます。

補正予算書の26ページ、27ページをお開き願います。

私のほうからは、人件費について説明させていただきます。

26ページ、給与費明細書、1、一般職（1）総括でございますが、ここでは正職員と会計年度任用職員を合わせたものとなっておりますので、次のページ、27ページをお開きください。

まず、アの会計年度任用職員以外の職員、正職員の人件費となりますが、比較の欄でございます。給料で129万2,000円の減額でございます。職員手当で60万1,000円の増額となっております。共済費におきましては50万1,000円の増額となっておりますのでございます。

まず、給料の129万2,000円の減額といたしましては、退職や人事異動、育児休業に伴う減額等になっております。職員手当60万1,000円の増額につきましては、町民生活課あるいは総務課におきまして、今後の見込みを踏まえて時間外手当を増額するほか、また住居手当5万6,000円の減、通勤手当16万9,000円の減など、職員の人事記録など、総体的に異動に伴う増減額を踏まえて計上するものでございます。

次のページ、イの会計年度任用職員に係るものでございます。比較の欄で見ただけであればと思います。職員数で3人の増額となっております。こちらは、総務課におきまして商品券事業に係る増員を行うとともに、町民生活課におきましては、窓口対応のための職員の増員、また福祉課において、低所得世帯物価高騰重点支援事業、給付金事業実施に当たりまして増員を行うものでございます。

これに伴い、給与費、報酬で100万5,000円の増額、職員手当で1万6,000円の増額となっております。共済費におきましては19万5,000円の増額となるものでございます。

一番下の表（2）のその他でございますが、退職手当組合負担金1,000円の増、また児童手当におきまして3万円の増額につきましては、正職員の人事記録等の異動によるものでございます。

29ページ以降については参考となりますので、ご覧ください。

それでは、4ページにお戻りください。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、4ページになります。

第2表繰越明許費につきましては、2件追加させていただきます。

総務費、物価高騰対策商品券事業につきましては2,612万3,000円を上限に翌年度に繰り越すもの。

民生費、低所得世帯、物価高騰対策給付金給付事業につきましては5,571万6,000円を上限に、翌年度に繰り越すものでございます。

第3表債務負担行為補正、1、債務負担行為の追加になります。公園照明灯をLED化し、その賃借料を令和6年度から令和15年度までの10年間設定し、令和6年度からの事業となりますが、年度当初から着手するため、債務負担行為を設定し、令和5年度中に入札契約を行おうとするものでございます。

次のページ、5ページになります。

第4表地方債の補正、1、地方債の追加につきましては、小学校施設整備事業債として、涌谷第一小学校のトイレの洋式化の補助裏の財源に2,510万円を限度額とし、計上するものでございます。

2、地方債の変更につきましては、道路事業債として中道1号線の実施設設計の財源に4,320万円から1,430万円増額し、5,750万円を計上しようとするものでございます。

続きまして、歳入になります。

8ページ、9ページをお開きください。

終わります。

○建設課参事兼課長（小野伸二君） 8ページ、9ページ、歳入になります。

14款分担金及び負担金、2項5目1節土木費負担金、①松代橋橋梁修繕費負担金7万9,000円の増額は、出来川にかかる松代橋の補修工事に係る負担金で、出来川につきましては、左岸が涌谷町、右岸が美里町となっております。5年ごとにお互いで管理する協定を結んでおりまして、現在は涌谷町が管理担当となっております。今年度、道路メンテナンス事業費補助の補助事業を活用して、橋梁長寿命化修繕計画に伴う補修工事を行っております。今般事業費の確定に伴い、補助残につきまして涌谷町、美里町が半分ずつ負担することにしておりましたので、美里町負担分につきまして増額計上するものです。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 16款2項1目1節④物価高騰対応重点支援地方創生交付金9,759万8,000円の増は、歳出で新たに総務費の物価高騰対策商品券事業、民生費の低所得世帯物価高騰対策給付金給付経費の財源とするほか、12月でお認めいただきました家畜飼料高騰対策補助及び給食の賄い材料費の財源として組み替えるものでございます。

なお、物価高騰対応重点支援地方創生交付金の推奨メニューにつきましては、議会資料4、定例議会資料2ページに一覧表を添付してございます。

推奨メニューにつきましては、町独自の取組について、当町では4,928万2,000円を上限に充当できるもので、今回は商品券配布、学校給食助成、家畜飼料高騰対策支援に充当することとしております。同じ地方創生交付金ではありますが、低所得世帯物価高騰対策給付金給付経費につきましては除かれております。

なお、740万円につきましては、6年度に財源として充当する予定でございます。

予算書にお戻りください。

終わります。

○建設課参事兼課長（小野伸二君） ⑦交通安全対策事業費補助金1,966万5,000円の増額につきましては、国の補正を活用いたしまして、通学路となっている中道1号線の整備に要する補助金でございます。補助率は57.75%です。詳細は歳出でご説明いたします。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 7目教育費国庫補助金、1節③学校施設環境改善交付金1,380万4,000円の増額につきましては、町長の提案理由にもありましており、昨年末に文部科学省から国の補正予算に係る事業前倒しの依頼がありましたことから、令和6年度に予算計上を予定しておりました涌谷第一小学校、障害児対応トイレ改修工事、また、同じく涌谷第一小学校のトイレ洋式化改修工事の二つの工事につきまして、前倒し要望の提出を行ったものでございます。

1,380万4,000円のうち、障害児対応トイレ改修工事分が250万円で、こちらは補助率が2分の1、またトイレ洋式化改修工事分が1,130万4,000円で、こちらにつきましては、補助率は対象事業費の3分の1となっております。工事の概要につきましては歳出でご説明いたします。

終わります。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 19款1項1目1節②ふるさと納税500万円の増額でございますが、現在の納付額状況を踏まえまして500万円を増額し、総額で2,500万円とするものでございます。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 2目1節②教育費寄附金30万円の増額につきましては、昨年12月に町民の方から、教育行政への一助として30万円のご寄附を頂いたものでございます。寄附金の使途につきましては歳出でご説明いたします。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 20款繰入金、2項1目1節⑫財政調整基金繰入金709万1,000円の減は、歳入歳出の財源調整となります。補正後の財政調整基金の残高は14億9,466万3,000円となります。

10ページ、11ページになります。

3目1節①ふるさと涌谷創生基金繰入金120万円の増は、涌谷第一小学校のトイレ改修事業の財源として増額するものの、12月補正予算でお認めをいただきました家畜飼料高騰対策の財源を、ふるさと涌谷創生基金から地方創生臨時交付金として財源を変更したことから減額となり、その差額分の増額となっております。

23款町債につきましては、第4表地方債の補正で説明いたしましたので、省略させていただきます。

それでは、歳出になります。

12ページ、13ページをお開きください。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） では、2款総務費、1項1目細目2一般管理経費、10節消耗品費12万8,000円の増額、11節②公用車登録料手数料6万6,000円の増額、③公用車保険料2万4,000円の増額につきましては、このたび仙台市宮城野区に本社がございます仙台トヨペット株式会社様から、地域貢献活動として取り組んでおりますパピオングリーン基金を用いまして、県内自治体へハイブリッド車を寄贈されておりますが、今回、涌谷町へ寄贈されることとなったことから、今回、所定の経費について予算措置を行うものでございます。

今回、寄附をいただく車両につきましては、トヨタ・アクアが予定されておりますが、寄附車両本体のみとなることから、附属品等消耗品並びに登録に係る諸経費について、当町において負担が必要となることから、予算計上させていただいたものでございます。

なお、寄贈に伴う贈呈式については、3月を予定しているところでございます。

では、続きまして、細目5ふるさと納税事業経費でございます。先ほど収入の際ご説明申し上げました、ふる

さと納税に係る増額に伴う経費となっております。

11節②インターネット公金取扱手数料として50万円、12節委託料として、ふるさと納税事務委託料として200万円を計上するものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 4目1管財一般経費16①公有財産購入費240万1,000円の増につきましては、令和2年当時、健康文化複合施設を指定管理しておりました地域振興公社が空調設備を更新したことにより、資産として計上していたものがございました。本来であれば町で整備すべきものであったものが、地域振興公社が整備したということになっております。この更新額から、これまでの減価償却を差し引きました額で町が買い取るものとなっております。

18①その他負担金91万6,000円の増につきましては、昨年11月23日に、給水管の破断により給水管が復旧する12月1日までの9日間、天平の湯、健康福祉課複合施設が休館となったことにより、健康文化複合温泉施設及び研修館の管理に関する協定に基づき、減収減益分として指定管理を行っているNPO法人まち感動クリエイティブに支払うものでございます。

5目1節3基金管理経費、24積立金。

14ページ、15ページをお開きください。

①積立金500万円の増につきましては、ふるさと涌谷創生基金を、ふるさと納税寄附額と同額を積み増すものでございます。補正後のふるさと涌谷創生基金の残高は6億7,299万4,000円となります。

終わります。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 細目7物価高騰対策商品券事業費2,612万3,000円につきましては、定例会資料4の2ページ、3ページをご覧ください。

先ほど企画財政課長のほうから説明がありました国庫支出金といたしまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、商品券配布事業として取り組む金額となっております。

詳細につきましては、3ページをご覧ください。

物価高騰対策商品券事業です。目的といたしましては、物価高騰の影響を受け一般家庭における経済的負担が増加していることから、生活の安定のために家計への支援を図る商品券を配布するものでございます。

事業名称といたしましては、物価高騰対策わくや生活支援商品券事業（仮称）とさせていただきます。支給対象者、基準日といたしましては、令和6年2月1日を予定しております。涌谷町における全世帯を予定しているところです。参考といたしましては、令和6年1月1日の現在世帯数については5,995世帯となっております。

商品券の発行額でございますが、1世帯当たり3,000円を予定しております。内訳といたしましては、小規模加盟店におきましては1,000円券を2枚、共通券1,000円を1枚として、合わせて3,000円を予定しているところでございます。利用可能店舗につきましては、商工会、涌谷地区の会員事業所を予定しているところでございます。

発送及び使用期限でございますが、現在調整中でございますが、発送が令和6年4月1日以降発送予定となっており、各家庭到着後に使用開始ができるように進めているところでございます。約2か月程度の使用期間を

想定しておりまして、6月30日までを使用期限とする予定でございます。

発行業務委託といたしましては、これまでの商品券事業の実績を踏まえまして、遠田商工会に委託予定としているものでございます。

それでは、予算書15ページにお戻りください。

報酬から4節共済費までについては、先ほど申しました、この事業に伴います会計年度任用職員に係る経費を計上させていただくものでございます。

3節職員手当の時間外手当10万2,000円につきましては、本事業の実施に伴います職員の時間外手当を見込むものでございます。

10節消耗品2万円の増額につきましては、同事業に係る事務経費を見込むもの。

11節役務費、通信運搬費の402万4,000円につきましては、こちらは発行いたします商品券を郵送するためのゆうパック等の送付に係る経費を計上するものでございます。

12節①委託料の商品券発行業務等委託料2,140万3,000円につきましては、商品券発行と換金に係る業務委託と事務費並びに商品券発送に伴います封入封緘の作業に係る業務委託を予定しているものでございます。

続きまして、14目細目1防犯経費10万円の増額でございますが、こちらは18節犯罪被害者等見舞金として計上するものでございます。現在、仙台市を除きまして、各市町村におきまして犯罪被害者支援条例が制定されております。涌谷町におきましても、令和5年3月議会において可決成立させていただきましたところ、今回の当条例に該当する案件がありましたので、今回計上させていただくものでございます。

該当要件といたしましては、犯罪行為により傷病の被害が生じ、1か月以上の診断書が必要であるという要件となりますが、今回、宮城県警の方より該当と思われる案件があるということで連絡をいただきまして、内容を精査し、今回、申請に至って該当となることが確認されましたので、計上させていただくものでございます。

終わります。

○福祉課長（鈴木久美子君） 議案書16ページ、17ページをお開き願います。

3款民生費、1項1目細目11物価高騰対策給付金給付経費につきましては、12節委託料、給付金システム構築業務委託料2万2,000円の減額に伴い、予算の組替えを行うものです。

次の細目12低所得世帯物価高騰対策給付金給付経費につきましては、資料でご説明したいので、1月会議資料4、3ページ、右側の資料をご覧ください。

低所得世帯物価高騰対策給付金給付事業でございます。エネルギーや食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対する支援を目的として給付金を支給するものです。支給対象者及び支給額ですが、①基準日となる令和5年12月1日において、涌谷町の住民基本台帳に登録があり、世帯全員の令和5年分の住民税が均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給いたします。

次に、②のこども加算といたしまして、令和5年度分の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯で扶養されている児童を対象として、児童1人当たり5万円を支給いたします。

下の表に、令和5年度の国交付金による低所得世帯支援事業について記載しておりますが、今回の補正予算は網かけをしております①住民税均等割のみ課税世帯と、②住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯で扶養されている児童を対象としたものになります。支給時期につきましては、2月に支給案内等を発送し、3月から

支給を開始する予定としております。提出期限でございますが、令和6年5月31日としております。

それでは、予算書16ページ、17ページへお戻りください。

細目12低所得世帯物価高騰対策給付金給付経費、1節報酬から8節旅費まで、給付事務のための会計年度任用職員に係る経費です。

次の10節需用費から12節委託料、給付金システム改修業務委託料までは、封筒代、郵送料などを含む事務経費を計上いたすものです。

19節扶助費につきましては、住民税均等割のみ課税世帯分として120世帯を見込み4,200万円。こども加算分として、非課税世帯及び均等割のみ課税世帯を合わせて124世帯、児童数にして240人分を見込み1,200万円、合わせて5,400万円を計上いたすものです。財源は全て歳入でご説明いたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で賄うものでございます。

終わります。

○健康課長（木村 治君） 3目細目5介護保険対策経費、27節①繰出金3万8,000円の増額につきましては、職員人件費の変更により、町の法定負担割合分について増額するものでございます。

それでは、20ページ、21ページをお開き願いたいと思います。

終わります。

○建設課参事兼課長（小野伸二君） 8款土木費になります。2項3目細目1道路新設改良事業費で3,421万円の増額ですが、歳入でもご説明いたしました。国の補正予算を活用し、交通安全対策事業として通学路整備のための業務委託料の増額及び補助事業、交付金事業において予算の組替えを行うためのものでございます。

12節委託料3,377万5,000円の増額につきましては、交通安全対策事業を活用し、中道1号線、涌谷幼稚園の前の道路になりますが、こちらに歩道の整備を行うための測量設計業務委託料といたしまして3,421万円の増額、道路メンテナンス事業費補助のうち、橋梁点検業務並びに橋梁長寿命化修繕計画策定業務は、確定により、それぞれ減額いたし、工事請負費に組替え、松代橋橋梁補修工事費として24万8,000円を増額するものでございます。

防災安全社会資本整備交付金の都市防、都市防災総合推進事業を活用して実施しております大谷地線の測量設計業務委託料は、確定により18万7,000円を減額いたし、工事費に組替えし、大谷地線の道路改良分として28万7,000円の増額、同事業で行っております泥目木線2号橋橋梁工事分で10万円を減額いたそうとするものでございます。

終わります。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 9款1項3目細目1消防施設維持管理経費15万4,000円の増額でございますが、今回、役務費②移動系防災無線局免許更新手数料として計上するものでございます。現在利用しております移動系防災無線局の免許が、令和6年5月末をもって有効期間が切れることから、その更新を行うものでございますが、3か月前までに手続が必要なことから、今回予算措置を行うものでございます。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 10款教育費、2項小学校費、1目細目3小学校施設整備費、14節工事請負費、一小障害児対応トイレ改修工事500万円の増額につきましては、歳入でご説明いたしました国

の補正予算に係る前倒し事業として行うもので、現在、涌谷第一小学校の1年生に在籍しております身体に障害をお持ちの児童につきまして、令和7年度から2階の教室を利用することとなるため、2階のトイレを障害児用トイレに改修するものでございます。

工事の内容につきましては、現在1階で整備しております障害児用トイレと同様に、スライド式扉、バリアフリー便器、収納式シート、オストメイト、手洗所などの設置を行う予定をしております。

財源の内訳といたしましては、500万円の事業のうち2分の1の250万円が国の交付金、残りの250万円につきましては地方債を借入れするものでございます。

次の一小トイレ洋式化改修工事5,117万9,000円の増額でございますが、こちらも国の補正予算に係る前倒し事業として行うもので、ほかの学校に比べ、洋式化率が低い状況となっております涌谷第一小学校の児童用及び職員用の和式トイレを洋式に改修し、学校環境の改善を図ろうとするものです。

内容といたしましては、本校舎につきましては、和式便器38基を洋式便器に改修し、また主に特別教室で使用しております東校舎の和式便器4基を洋式に、合わせて42基を改修するものでございます。

財源の内訳といたしましては、補助対象事業費の3分の1の1,130万4,000円が国の交付金、対象事業費の3分の2の2,260万円につきまして、地方債を借入れいたしまして、単独事業分につきましては、ふるさと創生基金を1,720万円充てるものでございます。端数の7万5,000円につきましては、一般財源を充てるものでございます。

続きまして、2目細目1小学校教育振興経費、10節需用費、②消耗品費で15万円の増額につきましては、歳入でご説明いたしました町民の方からの寄附金30万円のうち15万円につきまして、小学校3校で1校当たり5万円分の図書を購入しようとするものでございます。

終わります。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） 続きまして、24ページ、25ページをお開きください。

5項3目細目1文化財保護経費、10節④印刷製本費15万円の増額ですが、歳入で教育総務課長から説明がありました教育費寄附金30万円から、ただいま同じく教育総務課長から説明がありました各小学校への図書購入代としての15万円を差し引いた残の15万円となります。

こちらにつきましては、ふるさと教育の一環として、涌谷町の先人集であります涌谷の文化財6、近代人物編を印刷し、涌谷中学校全校生徒へ配布するものでございます。

以上で令和5年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

以上で説明は終了いたしました。

これより質疑を行います。

初めに、人件費全般について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に、4ページ、第2表繰越明許費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく、4ページ、第3表債務負担行為補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に、5ページ、第4表地方債補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に、歳入に入ります。歳入は一括質疑となりますが、23款町債は省略いたします。

8ページ、14款分担金及び負担金から、11ページ、20款繰入金までについて質疑ございませんか。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） さっきもちょっと話題にはなったんですが、ふるさと納税で500万ほど見込むということなんですけれども、この事業は、毎回私も同じことを言っているんですが、本当にこの田舎の町にとっては、大変いい、ふるさと納税という税収なんです。浦谷町は、前の町長のときにも私は質疑させていただいて、そのときは600万しか集まっていなかった。

でも、町長が議会提案、私がお話ししたことを聞いていただいて、そうしたら次の年が2,800万か3,000万近くまでいったという記憶があるんですが、これは各ほかの自治体もそうなんですけれども、かなり、この税に関しては力を入れているのが、新聞等でもニュース等でもはっきりしています。

石巻なんかでは、齋藤市長が課をつくって、何とかこのふるさと納税を集めたい。その思いの中で新設しましたというふうな、昨年のニュースもございました。今年、大崎の議会の方々とお会いする機会があって、昨年11億ほどになるそうだというふうなお話を聞いております。また、この間、視察に行った気仙沼は、70億とか60億とか、かなりの金額になっています。

私は思うんですけれども、町長、やっぱり浦谷町も、この税を本当に大切に、何とか工夫して多く集めるような工夫ができないかなというふうに考えて、町長も同じだと思うんですが、何かその方策というものを持ち合わせていれば、ちょっとお聴きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 私なりの考えを述べさせていただきます。

やはりこのふるさと納税というのは、当然、寄附金という形ではありますけれども、税収という形の中で位置づけられるなど。税収でありますと増税分をどのような形に使うかという、歳出もやはり用途というのは発生してまいりますし、発生しなくても、もしあればこの金を、こういうところに使いたいというのは常にあるわけでございますけれども、今、ふるさと納税で家電とか、そういったような、そのまちにとって、他の自治体をまねすることができない部分はもちろんございますけれども、一般的には肉の返礼品というのが非常に多いという、そのように見ております。

そういった中で、我が町としましても、肉といいますと三元豚というのがありました。しかし、税収が少し落

ち込んだところもございましたが、それはやはり直結したように、三元豚の返礼品の出荷がちょっと滞ってしまっただけということがあります。

そういった中で、今度は、ウェルフアムさんの本社の社長さんとお話しさせていただきましたけれども、何か市販しているものではなくて、まずヒット性のある形の中で商品開発をさせていただいて、その上で返礼品というものを考えさせていただきたいということがありました。鶏肉でありますから、健康志向ということで非常に需要があるわけがございますので、何とかそういったような形で増収効果を狙いたい。本当にそれが800万ぐらいから3,000万を超えるような形になりましたけれども、その辺りで行ったり来たり頭打ちでございます。

やはり、一にも二にも返礼品だなということで、そういう認識を持っておりますので、それをほかの自治体でも、いろんな肉の返礼品、早くから村田であれ柴田であれ、そういったことは、牛乳だったり、牛タンでしたが、そういったような形の中で非常に増収効果が見られると、そういったような形にさせていただきたい。私も、そういった肉類にターゲットを当面絞らせていただきたいなというふうに思っております。

また、ウェルフアムさんとは、先ほど言いましたように健康志向と言いましたし、特に肉質的にも非常に審議委員会でご承認いただいたと思いますけれども、いい鶏肉でございますので、その辺りを行政としてもアピールしながら、そういったような増収につなげていきたいと思っております。

また、我が町で生産されている牛・豚等々でほかにも十分生産されておりますので、その辺りも、ほかでいいんだらば、どんどんとまねさせていただきたいと思っております。

その使い道というのは、非常に様々な部分であれにもこれにも使いたいと思っておりますので、質問者と同じ気持ちでおりますので、これは議会と一緒に、これまでもそうしてきましたけれども、ご指導いただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 私も町長と同じ考えなんですけれども、とにかくこの税は本当にすばらしい税でありまして、緊縮財政の中でこの税がいっぱい入ってくることになれば、大変、ある自治体では給食の無償化に向けて、この税を使うという自治体もあるようでありましたので、涌谷もやっぱり入ってくればどんどんと新しい事業もできるのかなというふうに思います。

そこでなんですが、町長、やっぱり今担当課、総務課の中の係のほうでやっているかと思うんですけれども、何とか、これを、何というんですかね、光あるものにするために、職員間、若しくは一般も含めてなんですけれども、そういった集まって思案をする会みたいなのを立ち上げて、それで、今ウェルフアムというお話もありましたが、そういった方々と一緒にやって打合せをして、こういったものを商品開発したらどうだとかというふうなやり方もあろうかと思うんですが、町長としてそういった方々と一緒に考えていくという場をつくるということは考えていないかどうか、ちょっとお聴きしたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 毅雄君） 今の段階では、具体的にはどのような形にするというのは決めるというふうには決まらないうえ、そういったような段階には至っておりませんが、先ほど課設置条例の中でもちょっとお話ししました。やはりそういったようなことを課設置条例においてはイメージせざるを得ないと、そういう形でやってきております。

ただ、これまでも一人でやっているわけではなくて、やはりグループで様々な協議をしても、そこだけで決められるのではなくて、各関係部署に相談申し上げながらやってきているということもございますので、それを強化して、そして税額によりまして、更に強化できればいいなと思っております。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 前向きなお言葉ですので、私もそういった観点で見守りたいなと思っておりますけれども、最後になりますが、何とかこのウェルフームさんの肉、森林どりと言いましたかね、そういった部分の中で、商品開発まで含めた返礼品に、もう涌谷町はおたくのこのものを返礼品にしたいんだという部分の中で、一緒になって話をしていくような形、そして会社も一緒になって会合を開いて、プロジェクトチームなりをつくって、職員と会社が一体となって商品を作り上げるという形も相当いいのではないかなというふうに思っております、最後になりますけれども、町長として、そこまで会社側と話し合いをしてやっていくという気持ちはどうなのか、私としてはぜひやっていただければなというふうに思うんですが、最後にいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） ただいま11番議員さんがおっしゃられたことについては、補正で特産品開発ということで、ウェルフームフーズさんも含めて商工会に委託しておりますので、そういった形で既に進んでいると考えております。

終わります。（「了解」の声あり）

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に、歳出に入ります。

歳出は、款項を追っての質疑となります。

12ページから15ページまで、2款総務費、1項総務管理費。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 12、13ページの管財一般経費の施設整備購入費ですが、先ほど説明の中で、令和2年度において地域振興公社がエアコンを買った分だとかという説明を受けたんですけども、何で令和2年分が今の補正に載ってくるのか、全然分からないので、もう一回説明をお願いします。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、お答えいたします。

先ほど説明申し上げましたとおり、更新の時期については令和2年度ということになります。それが、指定管理が替わった段階での引継ぎの中で明らかになったということで、決算上でも資産として計上されて、これ何だろうということで、今回精算に至ったということになります。

○議長（大泉 治君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 今度、指定管理が替わったから分かったという、簡単に言えばそういうことなんだろうけれども、地域振興公社がそのとき取得して、ずっと決算してきたということは、減価償却して経費に算入しているんじゃないですか。ということは税務署に修正申告、3年からずっと3、4、5年と3年間修正申告を出さないといけないわけですよ。

それは出せばいいんだけど、そういう2年のものが今まで分からなかったということは、企画財政課と地

地域振興公社がいろんな面で、例えば燃油が高騰したから指定管理料を上げるとか、いろんな話合いがなされていたのに、何でそれはなかったのか、すごく不思議なんだけれども、こういうことをやっていたんでは、後から出てきました、出てきましたと、信用できる数字でなくなってしまう。

別段、私は地域振興公社を目の敵にしているわけじゃないんだけれども、何か事務処理がずさんだというか、そういう気がしてならないんだけれども、それはどう思いますか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） まず、減価償却については、先ほど説明申しましたとおり、購入額、更新額から減価償却を引いた額で今回予算計上させていただいております。なので、減価償却した額については基礎数値からは除外しております。

あと、今回判明したことについては、ちょっと事務の行き違いもあって大変申し訳ございませんでした。協議はしていたということは把握しておりましたけれども、その結果でどうしても公社というか、建物の運営上、急ぐということで、公社さんが先に整備してしまったということで、今回、町が整備するのではなく、公社さんが整備したというような形になってしまったということになります。

○議長（大泉 治君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 当時の取得費用から減価償却部分を差し引いて今回予算計上したというのも、ちょっと何かもう一つじっくりこない処理だなと思うんですけれども、だったら指導というか、地域振興公社にさっきも言った減価償却分を軽減していたんだから、それぞれ修正申告をしなければいけませんよと役場でも指導する立場にもあるのかな。

地域振興公社として、これまでもことについて、これ以外についても今までいろいろあったのに、そういうときは知らない、地域振興公社は別の企業だとかという言い訳はできないと思いますよ。損害賠償だって、役場が全額を立替えて払ったぐらいのそういう親密な仲なんだから、それを知らなかったとか、そういうことは通用しないと思います。

私はすごく、この項目については疑問なので、そのほかには余り疑問はないんだけれども、これ1点で何か反対したくなるような、そういうすごい疑問があるんだけれども、それはどう考えていますか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） まず、減価償却については、減価償却で経費算入しておりますので、税法上、その分を差し引いた額で購入させていただくということになります。ちょっとこの更新に当たっては税は変わらないと考えていますけれども。だから、その経費算入した分を除外しておりますので、買った分から減価償却された分は経費として除外しています。経費というか、今回購入する額から除外しておりますので、税法上問題はないかと思っております。

あと、2年度に導入したものについては、ちょっとやはり町と公社とで協議、打合せが足りなかったものと考えております。その点については大変申し訳ございませんでした。今後そういうことがないように、密に打合せはさせていただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） ほかに。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 関連で質問いたしますが、令和2年度で、この公有財産の修繕というのは、公社が契約

しているんだと思うんですけども、その辺、いつ契約して、その契約した内容は把握していなかったというのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、今回買うということは、町の財産であるということで、買い戻すということだろうと思うんですけども、減価償却するということは、公社の財産だから減価償却するんであって、町の財産を減価償却するということはあり得ないんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺はどのようにお考えなのか、お伺いします。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 導入した時期については、令和3年1月になります。その前には事前に協議していたということはお伺いしておりますが、導入に至っては公社さんで行ったということになります。

あと、導入した際には、本来であれば建物に付随する施設でございますので、町の設備として導入しなければならなかったんですが、公社さんが導入したことによって、公社さんの資産ということで計上しています。なので、公社としては公社の資産なので、3年度、4年度については公社で減価償却をして計上している。今回については、その減価償却をした分を差し引いた額で購入をするものとなっております。

○議長（大泉 治君） 企画課長、今説明で令和3年1月の購入だと。先ほどからの説明は令和2年（「年度は2年度」の声あり）度ね。はい、分かりました。4番さん、よろしいですか。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 中古品を買ったという考えであれば、それはそれで減価償却もいいのかもかもしれませんけれども、そういう例というのはあるんですかね。その修繕、大きい修繕で町で買い戻しているということは本来は、急を要するからということであるんですけども、急を要するのであれば、一般会計でも当然予備費とか、そういうものがあるわけなので、それはできないということはないと思うんですよ。

ただ、それを急を要するから公社でしたということは、ちょっとそのやり取りはおかしいかなとは思いますが、本来ならば町でやりますということが本来の筋じゃないのかなと思うんですけども、ちょっとそういうやり方は、私はあり得ないものだろうと思うんですけども、どうですか、その辺の考え方は。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 大変申し訳ございません。やはり本来であれば、町で整備するものでございますので、町で取得すべきものだったと考えております。それで、公社さんのほうでどうしても整備しなければならぬということで整備、協議はしていたものの、町じゃなくて公社で整備したということになっておりますので、それを買い戻すということに、指定管理者が替わったということもあって買い戻すということにさせていただいております。ただ、今までこういった前例はございませんでしたということは、付け加えさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 建物も大分古くなっているんで、今後こういう例は出てくると思うので、その辺はきっちりこれからは業者さんというか、指定管理している方々と話をして、町のほうで建物の小破修理はやりますということは、きちんと契約でも載っているんでしょうけれども、そういう必要があれば、きちんと協議をしてくださいということは、町のほうでは言わなくてはいけないことだと思うので、その辺は十分に注意していただきたいと思うんですが、その辺、もう一度ご回答をお願いします。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 指定管理の協定書にも載せておりますし、なおさらそういうことだけじゃなくて、常に日頃から指定管理者のほうとは協議、打合せをさせていただきたいなと思っております。その中で出てきたものについても、優先というのはあれですけども、なるべく修繕のほうに回るように努力したいと思っております。

以上です。

○議長（大泉 治君） ほかに。5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 同じく、財産管理費のところでお伺いたします。

18の負担金補助及び交付金なんですけれども、ここで、まち感動クリエイティブの天平ろまん館を今回休業、11月23日から12月1日までだったと思うんですけども、休業して、その休業補償負担金だとは思うんですけども、これなんですけれども、この何ていうんですか、算定方法というのはどんなふうになっているのかと、それから今後ますます温泉施設が老朽化して、今回は給水管の損傷だということだったんですけども、ますますいろんなところが今後故障する可能性があるかと思っておりますけれども、そのときの算定方法というのは、老朽化するに従って、またもっと高く設定するのか、その算定方法というのを教えていただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 算定方法につきましては、その曜日、曜日の平均入浴者数から想定される電力、あとA重油の使用料を差し引いた額で算定させていただきました。今後入浴者が増えていけば当然収入も増えていく、予想される収入も増えていくので、そういった補償をするときには、額が大きくなっていくかなと思っております。

○議長（大泉 治君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 以前もこういうふうな休業補償負担金というのは発生していたのかどうかと、それから、それに付随している産直センター等に関して、温泉が休めば結局産直センターを開けていても来客数はないので、結局休業という形を取るんですけども、そういうときの何かそういう補償というのは、休業補償負担金とまではいなくても、何かそういうのはあるのかどうか、それをお聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えします。

これまでも温泉の源泉のポンプであったり、あと落雷等による停電等では補償のほうはさせていただいております。

あと、産直さんにつきましては、何もちょっと契約のほうをしておりません。温泉施設であれば、基本協定の中でリスク分担ということで、指定管理者の故意又は重大な過失によるもの以外の経年劣化、第三者行為で相手方が特定できないものについては町が負担するというところで契約を結んでおります。

大変申し訳ございません、産直さんについては何も結んでおりませんので、ちょっと今後考えさせていただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） ほかに。（「議長、ちょっといいですか」の声あり）11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 関連なんですけれども、今の質疑なんですけれども、佐々木議員が言われたんですが、

佐々木議員はあそこの会員ですよ、産直の。その方が、この部分の中で、結局補償ということになった場合には、もうお金を頂くとか、もらうということになってしまうので、これちょっと質疑の内容としてどうなのかというふうに、今ちょっと思ったものですから、関連で議長のほうなのか、判断するのはどなたなのか分かりませんが。

○議長（大泉 治君） 質疑ということと、産直センターに対する補償の内容がどうなっているかということの確認の質疑と議長は認めまして、ただいまの質疑は成り立つというふうに思っております。（「はい、結構です」の声あり）

それでは、16ページから19ページまで、3款民生費、1項社会福祉費。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 20ページから21ページまで、8款土木費、2項道路橋梁費。3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 委託料といたしまして、交付金（中道1号線）測量設計業務委託料とございますが、これは涌谷幼稚園の前の道路の改修と歩道の改修とお聞きしましたがけれども、その工事の仕方としてどのような工事になっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（小野伸二君） こちらの工事は、説明でも申し上げました中道1号線、ちょうど涌谷幼稚園前の水路を挟んだ道路の整備ということで、当初は令和9年度から事業開始しようという予定でございましたが、国の補正を受けまして前倒しで、今回予算計上させていただきまして事業化したものでございまして、今回は詳しくはお話し申し上げませんでした。全体計画が約2.3キロほどございます。そのうちの六軒町から北田線、自動車学校までの道路、北田線前の水路に関しまして今回実施設計、約1.2キロほどですが、実施設計をいたすということでございます。

実施設計の内容につきましては、基本的に通学路ということでございますので、歩道整備でございます。車道は大体今5メートルちょっとございますが、その部分は基本的には舗装を直す程度、高さを調整するぐらいで、約2.5メートルほどの歩道を付けまして、歩道の位置は大体今の現況の水路、土水路になっていますので、水路上をうまく活用して2.5メートルほどの歩道を付けると。

水路を潰すような形になりますので、新たにコンクリート製品で水路を入れるという予定になっております。水路の断面、うちの方で想定しているのは2メートルぐらいになるのかなと思われませんが、こちらのほうは、今後設計していく中で適切な大きさになるのかなとは思っております。ですから、道路は基本的には現況の幅の中でいって、そこに水路側に2.5メートルほどの歩道を付けるとして、コンクリート製品で水道を流す、入れるという形になります。

そして、南側のほうに側道という形で、耕作用に使う道路はあるんですけども、そこにつきましては、極力現状のまま、ただ設計してみないとちょっと分かりませんが、場合によっては差というか、何かで舗装したりとか、あと、歩道、車道としてちょっと整備するかということで、こちらは実際の業務が設計してみないとちょっと分からないということで、基本的にはそういう中で整備しようかなという予定になっております。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 以前にも一般質問とかしたんですけども、内水問題で町民が様々被害をこうむっている

という状態がありました。そういう中で、歩道整備と言いながらも、土側溝をコンクリートのU字溝タイプに替えるなど、内水問題にも寄与するのではないかと期待するところではございます。2.3キロということですが、今後さらに延長して中島方面や、あちらのほうの内水に対する措置というか、そういう考えはあるのか、お聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（小野伸二君） こちらのほう、六軒町の交差点から上涌谷駅からの道路、上涌谷上郡線、上谷地橋にかかる道路までを一応計画区間という形で考えております。ですから、ご質問のありました中島地区も、エリアという大変ですけども、関係するのかなと思われま。

確かに、今まで土水路で、いろいろ高低がある中で、なかなか排水が十分いけない部分もあろうかと思えます。今回歩道整備に合わせて水路も側溝にしますので、流的には良くなるのかなと思えます。当然このエリア、排水だけじゃなくて、まだ揚水ということで取水している方もいらっしゃいますので、今回の設計の中でそういったのもどうしたら取水に対して、揚水として使われる方に対しても配慮しながら整備のほうを進めていきたいなと思っております。

終わります。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 今、様々こういう事業計画を立てまして、内水に対して今後とも鋭意努力していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（小野伸二君） 今回は歩道整備ということがメインでございますけれども、水路を側溝にすることによりまして、排水対策にもなるのかなとこちらのほうでも考えております。また、引き続き周辺の水路等も併せて考えていながら、地域の排水対策も進めていきたいなと思っております。

終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に進みます。20ページから23ページまで、9款消防費、1項消防費、22ページから23ページまで、10款教育費、2項小学校費。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 小学校費のトイレの改修、早速、改修されて非常にうれしい限りではありますが、それで、一小がかなり遅れていて、今回42基をすることになるんですけれども、これは新年度で使うようになるのかと、この確認と、それで42基設置したことによって、設置率というのかな、洋式率というのかですけれども、どの程度なるのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） それでは、お答えいたします。

今回、国の補正予算ということで、今の時期の一応補正予算での予算措置となったわけではございますけれども、今後、予算成立後に一応入札等の手続を取りますので、早くてもやっぱり年度内に契約のような形になるかと

思います。実際は事業を繰越しいたしまして、できるだけ早めに見えるようにはしたいと思いますが、新年度には間に合わないのかなというふうには考えております。

また、洋式化率ですけれども、涌谷第一小学校、今回本校舎部分のトイレにつきましては、児童が使用するトイレにつきましては100%になる予定でございます。特別教室が入っております東校舎部分につきましては、ちょっと学校のほうと協議しましたところ、一基ずつ和式は残したいということでしたので、東校舎については50%の洋式化率となるものでございます。

以上です。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 希望としては、新年度からということは希望したかったんですけども、いろいろと支障があると思います。ただ、ちょっと心配されるのは、古い建物なので、水道設備というか、給水設備というんですかね、トイレを流すわけですので、その辺はきちっと試算されているのか、そういう必要がないのかどうか、その辺をどのように試算されたのか、お伺いします。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 現在の和式ではありますが、水洗トイレとなっておりますので、そういった水道等の改めて大きな改修は必要ないものと考えております。（「オーケーです」の声あり）

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 24ページから25ページまで、社会教育費。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。6番稲葉 定君、賛成ですか、反対ですか。（「反対です」の声あり）はい。ほかに。それでは、6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） それでは、反対討論を申し述べさせていただきたいと思います。

先ほど質疑でもございましたように、事務処理の不適切というか、そのことについて緊張感を持ってやっていただくためには、反対討論するしかないのかなと思ひまして、ここに今反対討論をしています。

2年度のものを今度の指定管理者が替わらなければ結局は知らなかった、継続していたんです。知らなかったで済むんでは、やっぱり担当課としておかしいと、そう思いますので、そういうことはきちっと、先ほど答弁にもありましたけれども、これからはとにかくきっちりしてもらわなければ困るということ。議会はただ言われればうのみにして賛成、賛成というわけにはいかないんだというわけで、今回は反対して、緊張感を持っていただくために反対といたしました。

以上です。

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大泉 治君） 起立多数であります。よって、議案第4号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第8、議案第5号 令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ20万円を増額し、総額を19億4,383万6,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、職員人件費の増額を措置するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（大泉 治君） ただいま説明省略の声がございましたけれども、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） それでは、ただいまより質疑を行います。一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号 令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第9、議案第6号 令和5年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 本案は、既定の予算額に資本的収入及び支出を4,010万円増額いたそうとするものでございます。

主な内容といたしましては、国の第1次補正予算で措置された交付金等を活用し、涌谷浄化センター改築更新工事等について、令和6年度実施予定分の一部を前倒しして実施するものとなっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） それでは、議案第6号 令和5年度下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。

ただいま町長が提案理由で申し上げました下水道事業会計の補正予算といたしまして、第2条は、予算第4条に定めた資本的収入を4,010万円増額し4億5,236万8,000円、資本的支出を同じく4,010万円増額し5億9,136万円にいたそうとするものでございます。

なお、第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,899万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額2,070万9,000円、過年度分損益勘定留保資金3,666万6,000円、当年度分損益勘定留保資金8,161万7,000円で補填するものとする）に改めるものでございます。

第3条は、予算第5条に定めた企業債限度額の補正で、今回の事業の財源としまして、下水道事業債（公共汚水分）を2,010万円増額し、6,650万円にいたそうとするものでございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開き願います。

また、併せまして、会議資料4の4ページもお開き願います。

今回の補正につきましては、DXの推進や施設の適正な管理に資するものとなっております。国の第1次補正予算で措置された交付金等を活用し、令和6年度に予定していた事業の一部を前倒しして実施いたそうとするものでございます。

補正予算の内容につきましては、議会資料左側の表で説明いたします。

まず、3款資本的収入でございます。1項1目事業目10、1節建設改良債の2,010万円の増額及び6項1目事業目10、1節国庫補助金2,000万円の増額は、今回の事業の財源とするものでございます。

続きまして、4款資本的支出でございます。1項1目事業目10、17節委託料の2,010万円の増額は、資料右側の事業概要1、令和5年度下水道管路台帳デジタル化業務になります。現在、紙ベースで管理しております下水道管路台帳をデジタル化し、効率的な業務の遂行ができるよう整備するものでございます。

なお、今後はデジタル化された台帳が整備されていることが、国の交付金を受けて建設改良事業を行う際の要件になるものでございます。

次に、左側に戻りまして、1項4目事業目10、17節委託料の200万円の増額は、事業概要2の令和5年度涌谷浄化センター改築更新設計業務、また、51節工事請負費1,800万円の増額は、事業概要3の令和5年度涌谷浄化センター改築更新工事の部分になります。涌谷浄化センター内に沈砂池ポンプ棟という施設があり、その中に下水道管内を流れてくるごみを除却する除じん機という機械がありますが、経年劣化で故障の症状が現れていることから、更新するために実施設計と工事を行うものでございます。

以上で補正の説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号 令和5年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 令和5年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第10、議案第7号 令和5年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雅雄君） 議案第7号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和6年度に予定している老人保健施設の利用者の送迎車の更新につきまして、納車までに期間を要することから、債務負担行為を設定し、早めに事務手続を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 町民医療福祉センター副センター長兼総務管理課長。

○町民医療福祉副センター長兼国民健康保険病院総務管理課参事兼課長（木村 智香子君） 議案第7号 令和5年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。

第2条において、令和5年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第3号）の第4条に定めた債務負担行為をすることができる事項等を、次のとおり補正するものです。

事項、涌谷町老人保健施設送迎車賃借料。

期間、令和6年度から令和10年度まで。

限度額、500万円となります。

これは、令和6年9月更新予定の送迎車両について、納車が遅れる可能性がありましたので、債務負担行為により発注事務を進めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号 令和5年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 令和5年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

-----◇-----

◎休会について

○議長（大泉 治君） 以上をもって、涌谷町議会定例会1月第2回会議に付されました事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、明日1月26日から12月27日までの337日間を休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、明日1月26日から12月27日までの337日間を休会とすることに決しました。

-----◇-----

◎散会の宣告

○議長（大泉 治君） 本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後1時51分